


7 交通機関の不通、暴風警報・特別警報発令時における授業・定期試験の取り扱い

(1) 交通機関が不通の場合

次の指定したいずれかの交通機関の区間（一部の区間の場合は対象外）が不通の場合は、休講とします。なお、対象となる交通機関・区間および運行が再開された場合の授業・定期試験の取り扱いは、次のとおりとします。

対象となる交通機関・区間		
	JR	米原—西明石区間
	京都市バス・京都市営地下鉄	全区間
	京阪電車	淀屋橋（中之島）—出町柳区間
	阪急電車	神戸三宮—梅田—河原町区間
	近鉄電車	京都—橿原神宮前区間
交通機関の運行が再開された場合の授業・定期試験の取り扱い		
授 業	午前 6 時 30 分までに運行再開の場合	1 講時（午前 9 時 10 分）から授業を行います。
	午前 11 時までに運行再開の場合	3 講時（午後 1 時 50 分）から授業を行います。
	午後 3 時までに運行再開の場合	5 講時（午後 5 時 30 分）から授業を行います。
	午後 3 時を過ぎても不通の場合	全講時休講とします。
定期試験	午前 6 時 30 分までに運行再開の場合	1 講時（午前 9 時 30 分）から定期試験を行います。
	午前 6 時 30 分を過ぎても不通の場合	定期試験は行いません。

(2) 暴風警報が発令された場合

予報 1 次細分区域における京都府南部、あるいは予報 2 次細分区域における南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部、山城南部のいずれかの地域に暴風警報が発令された場合は、休講とします。

なお、同警報が解除された場合の授業・定期試験の取り扱いは、次のとおりとします。

暴風警報が解除された場合の授業・定期試験の取り扱い		
授 業	午前 6 時 30 分までに解除の場合	1 講時（午前 9 時 10 分）から授業を行います。
	午前 11 時までに解除の場合	3 講時（午後 1 時 50 分）から授業を行います。
	午後 3 時までに解除の場合	5 講時（午後 5 時 30 分）から授業を行います。
	午後 3 時を過ぎても解除されない場合	全講時休講とします。
定期試験	午前 6 時 30 分までに解除の場合	1 講時（午前 9 時 30 分）から定期試験を行います。
	午前 6 時 30 分を過ぎても解除されない場合	定期試験は行いません。

(3) 特別警報が発令された場合

上記（2）の暴風警報発令により休講とする地域に特別警報が発令された場合、発令された段階で休講とします。発令が授業中の場合も同様としますが、休講後の帰宅等については、周囲の状況を確認し、本学の危機管理マニュアルに基づき指示します。

(4) 上記の交通機関または地域以外で不通・暴風警報・特別警報の影響を受けた学生は、担当教員にその事情を申し出てください。

(5) 上記の取り扱いにかかわらず、自然災害等の状況によって、別途の措置を講ずる場合があります。